

『道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律』の継続及び  
『地域経済をさらに活性化するための経済対策』の実施に関する意見書

道路は、地域住民の日常生活のほか、物流や社会活動など経済面、災害時のネットワーク構築等の安心・安全を確保するためにも欠かすことのできない重要な社会基盤となっている。このことから国と地方が一体となり、基幹となる社会インフラである道路の整備を推進していかなければならない。

本県の近年の状況としては、鳥取自動車道の開通などや山陰道の整備の進捗により、全国とのネットワークが構築されつつあるが、山陰道は未だ鳥取県中部や東部で未整備によるミッシングリンクが存在しており、企業進出による雇用の拡大や観光のインバウンド需要拡大などにおいて、高速道路の整備によるストック効果が最大限に発揮されているとは言い難く、道路整備水準が全国と比較すると大きく立ち遅れていると言わざるを得ない。

本町においても、国道、県道及び町道の整備は立ち遅れている状況にあり、地域振興に欠かすことのできない幹線道路の整備や安全に通行できる生活道路の整備が急務になっていることに加えて、通学路の安全対策や橋梁の耐震化及び老朽化対策など新たな課題にも直面している。特に橋梁の老朽化対策は、近接目視点検の結果、本町が管理する約38パーセントの橋梁で早期措置が必要となっており、迅速な対応が求められている。

このような状況下で「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の規定による補助率の嵩上げ措置が平成29年度末で期限切れとなることは、平成30年度以降の道路整備に係る地方負担が増大することを意味しており、町行政運営にも多大な影響が生じ、道路に関する課題の解決や地方創生の実現が遠ざかることが危惧される。

については、今後も道路整備を着実に推進するため、また、低迷する地域経済の活性化のため下記の事項について強く要望する。

記

- 1 道路整備を着実に推進するため、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」に基づく補助率等の嵩上げ措置を平成30年度以降も継続するとともに、道路関係予算の総額を確実に確保すること。
- 2 迅速な対応が求められている道路の老朽化対策や通学路安全対策はもとより、地域振興に繋がる道路整備等の進捗を加速するため、何よりも低迷する地方経済の活性化を図るためにも今年度の経済対策の実施を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年9月25日

鳥取県東伯郡琴浦町議会

【提出先】

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

国土交通大臣